

平成26年度 第2回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

1 開催日時 平成26年8月21日(木) 午前9時30分から午前12時15分まで

2 開催場所 文化フォーラム2階会議室

3 出席者 委員 会長 木全和巳(日本福祉大学)

委員 神田 進(春日井市身体障害者福祉協会)

田中 ヒサ子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)

河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)

黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)

荒井 つたえ(春日井市居宅介護支援事業者連絡会)

玉井 一男(愛知県心身障害者コロニー)

中澤 和美(春日井保健所)

山本 順子(春日井公共職業安定所)

大西 淳子(春日台特別支援学校)

田代 波広(サポートセンター坂下)

鈴木 健一(公募委員)

石黒 照人(公募委員)

オブザーバー

綱川 克宜(尾張北部圏域地域アドバイザー)

事務局 健康福祉部長 宮澤 勝弘

障がい福祉課長 稲垣 正則

同課長補佐 中山 一徳

同課長補佐 渡辺 克匡

同認定給付担当主査 清水 栄司

同障がい福祉担当主査 長坂 匡哲

同主任 川口 良子

同主事 土屋 岳陽

傍聴者 2名

4 議題

(1) 第2次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について

(2) 障がい福祉サービス等の実績について

(3) 重点課題について

(4) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について

5 配付資料

資料1 第2次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の実施状況

資料2 障がい福祉サービス等の実績

資料3 重点課題に関する意見まとめ

資料4 第3次春日井市障がい者総合福祉計画中間案

資料5 生活しづらさ実態調査

6 議事内容

【事務局】 (あいさつ)

【事務局】 (会議成立要件等の報告、資料確認)

【木全会長】 おはようございます。どうやら天候、気候状況が、日本の国も本当に変わって参りまして、豪雨が亜熱帯型になっているということ、ここ最近の状況から感じます。同じような豪雨が東海地方、春日井市にあってもおかしくないわけで、ますます避難等々、特に高齢者の方や、障がいのある方が、かなり緊急の課題になってきていることを受け止めなければならないこの頃の気候状況かと感じています。今日の重点課題の1つとして、防災が挙げられているわけですが、そのことを受け止めながらの始まりとさせて頂きたいと思います。

本日の議事録の署名ですが、大村委員がご欠席ですので、神田委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。ではよろしく申し上げます。それからもう1つ、資料に付け加えて頂いたのが、「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」ということで、これは日本の国が初めて、画期的だと思いますが、障がいのある人たちの生活のしづらさまで含めて調査をしたという報告書です。これまで日本の国は身体障がい者の実態調査や、知的障がい者の実態調査を5年毎に、それも全数でなく調査をしていて、ただしそれが本当に数だけ調べるという調査でした。かつ、知的障がい者の人たちの調査はおそらく抽出調査なので、研究者から見て本当にこれには信ぴょう性があるのか、ということを負いながらの5年毎の調査でした。それが今回初めて、難病の方や発達障がいの方を含めて、どのような生活実態であるのかということ、これはおそらく本当だったら障害者自立支援法をやめて、総合支援法を作るという制度改革の動きであったり、きちんと権利条約を受け止めた要望書を作っていかなければいけないので、まずは実態をしっかりとおさえなければ話にならないということ、当事者団体が、国がしっかりと調査しなさい、ということできたものなのです。だからこれが、春日井市の中で当てはまるかどうかはわかりませんが、こうした調査もとても大事だと思い、事務局にお願いしました。本当はこういった調査は3年毎や5年毎など、国もきちんと続けて頂きたいと思うのですが、私の考えが正しければ、これで終わる可能性があります。幻の調査1回のみ、ということにしてはいけないということを含めて、皆さんに知っておいて頂きたいと思い、前回の1回だけでは終わらせないで、せめて5年に1回、少なくとも3年に1回は国にもしっかりとやるように。その時に、例えば同じような形でこの項目を活かしながら、春日井市が計画作りをしていく時に項目なども併せながらやっていったりすると、より国との比較ができるということもあると思います。それから、何よりも今日の目的は、皆さんの手元にあります資料4「第3次春日井市障がい者総合福祉計画中間案」をより具体的な形で、このようにして頂ければ良いのではないかと、という皆さんの意見を集約する場です。そして集約させて頂いた意見をできるだけ、次回が10月の終わりの週を予定していますが、途中の地域自立支援協議会の方でもご意見を頂きながら、パブリックコメントにかける案を10月の終わりに事務局の方から出して頂きます。だから10月の終わりの1週間ほど前に皆さんの手元に渡るように、ということになると思います。今度はパブリックコメントをかける前に、この委員会としての最終案に近い案でこれを確認しなければなりません。それが時間の枠組みです。今日はそのために皆さんに宿題をして頂

いていて、これまでどうだったのか、という報告をして頂き、短めに質疑をします。それから地域自立支援協議会から上がってきたところの、そのどこを大事にするのか。それに30分ほど時間が取れたらと思います。それからここのところを皆さんの意見の中で、もっとこうした方が良いというのを3点ずつ出して頂く。そこは長めに時間を取ってあります。そして最後に、この資料4の一番最後の計画の進行管理というところにも書いてあります。それが地域自立支援協議会と連携しながら、来年度以降、作った私たちの役目になります。その進行管理をする時に、少なくともいくつかの重点項目についてはわかりやすい数値目標があり、それに基づいてどうだったのかということ、特に細かな福祉サービスが1年毎くらいの検討とみなしなさいということを書き込んでありますし、それから今回春日井市は障がい者計画を作っておりますので、そこで大きな項目についてはまた3年後調べたりアンケートをとったりしながら、3年後どうだったのかという振り返りを私たちがしなければなりません。その時に指標がなければ、どうだったのかがわかりにくいので、皆さんの方に宿題として、この重点項目のいくつかは指標を出して頂きたいとお願いしました。だから議題としては4つ目のところ。そこに皆さんの方から出されていた指標のところのご意見を頂いて、活かせる形で中間案を練り上げる、という意見を今日はできるだけ具体的な形で事務局にお届けするというのが本来の目的です。本当はこの会議は何回も持てれば良いのですが、そういったことはできないので、毎回宿題を申し訳なく述べさせて頂いて、今回でいうと10月の終わりまでに事務局の方からパブリックコメントにかける最終案が出されるという流れの中の今日ですので、できるだけ皆さんの意見を頂きながら、12時までには終わるという形で進めて参りたいと思いますので、ご協力の方よろしくお願ひします。それでは議題1です。

<議題1 第2次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について>

【木全会長】 まずは、これまでの第2次の計画がどうだったのか、ということをお簡潔に事務局より説明をお願いします。

【事務局】 (第2次春日井市障がい者総合福祉計画の実施状況について、資料1に基づき説明)

【木全会長】 ありがとうございます。実績報告ですので、皆様から、ここのところがわからないという質問はありますか。

中間案を見ますと、具体的な施策と取り組みがあったとしても、これには実績がありません。この項目に対して、せっかくやってきたことがあるにも関わらず、今春日井市はここまでやってきました、そして進めます、新たに重点をここにします、というようにしなければ市民の人たちから見ますと、いったいこれまで春日井市は何をやってきたのかということが、これだけを読むだけではわかりません。しかしあまり分厚くもできません。その時に、ここまではやれているということ、少し入れるのか、それともこれを後ろに付け加えるということ、読む側からしたら、おそらくこの項目でこれまでこのようにやってきました、今後はその中でもここをこういった形でやっていきますというように、こちらが作ってあった方がまた振り返りがしやすいです。だからこの作りとしてせっかく実績があるにも関わらず、抽象的な項目だけが並んでいると、取り組んできたことが見えてこない、少し

ここは工夫できると、やっていることはアピールしなければと思います。少し工夫を、ページ数やお金などの問題があるので、そこも上手に折り合いをつけるものだと思います。あまり詳しく載せても、逆に反ってわかり難くなると思います。

【石黒委員】 その点の意見として、例えば資料1の11ページですが、障がい者生活支援センターを1箇所開設したということで、その相談件数が7,803件と検証されているわけですが、これは統計の中の資料2の12ページにも載っています。わかりづらかったのも、もしも統計処理をされているのであれば、ここへ差し込んで頂いた方がわかりやすいと思いました。

【木全会長】 第2次の計画でやれてきたことを入れて、今後はそれをやっていくことや、足りないところはここだからそこをやっていくという形に第3次計画を作ると、そうすると第4次計画につながりやすいということなので、資料1、資料2は具体的な福祉サービスが多いわけですから、少しそこを入れ込みながらという工夫をしていきましょう。

【石黒委員】 追加ですが、それとは逆に資料2の実績の合計のまとめ方をこれに準拠するような形の項目順に当たって頂いて、これの方向に統計処理がされているという記号などを入れて頂ければ見やすくなると思います。

【木全会長】 基本、障がい者計画の中に障がい福祉計画を入れ込んだ形で作ってあるので、少し工夫をということですね。それでは本格的に、皆さんに宿題頂いたところで議題の方を進めさせていただきます。

<議題2 障がい福祉サービス等の実績について>

【木全会長】 資料2ですが、特に障がい福祉計画の具体的な福祉サービスに関わるところで、実績を地域自立支援協議会の方に報告して頂いて、実績に対して地域自立支援協議会の方から上がってきた意見がここにまとまっており、それを今回あらかじめ皆様にお配りして、特にこの中でも大事にした方が良いというところを3つ挙げて頂いておりますので、初めに説明をして頂いた後で、皆様の方から1人ずつの方が良いかと思いますが、その時もあまり時間を長くさせずにご意見を頂ければと思います。だから3つ書いてありますので、上位1つ2つくらいを述べて頂けると、次にやらなければならないので、とても助かります。まずは説明の方を簡単をお願いします。

【事務局】 (障がい福祉サービス等の実績について説明)

【木全会長】 ありがとうございます。それでは30分程度を目処に、この項目で議論をしたいと思います。ただ、事前課題2の重点課題の具体的な福祉サービスのところとも重なるところも出て参りますので、30分で切り、足りない部分は次の議題で、出して頂いても構わないかと思いますが、ただ福祉サービスのところは、少し丁寧にやりたいということもあり、地域自立支援協議会の方にも協議されたものに私たちがもう一度どうか、ということで意見を加えるというように今回してありますので、そのように思ってまずは30分少しご意見を頂きたいと思います。お手元の方に、宿題のコピーがそれぞれあると思いますので、委員が発言される時には、私たちもそこを見ながら話すことができると思いますので、よろしくをお願いします。

【田中委員】 この資料2の7ページの「短期入所は、家族が病気になった時に利用するつもりで支給決定を受けている人も多いと思われる。」というところですが、ここが、

いつも定期的に利用を押さえてしまっている状態になっているということです。事業所も空きがあった場合は利益にならないので、やはり定期的に月に何回も押さえてしまっているという現状なので、いざという時になかなか入所しづらいという大きな問題を抱えていると思います。それと9ページの6行目の計画相談支援ですけど、これは相談支援の専門員が入っていることで、利用者さんが本当はこのようにしたいと思っていることがずれてしまっていると言いますか、そのこのところの問題がすごく含まれていて、セルフプランでやったままの方が近道ではないかと思いません。

【木全会長】 短期入所と計画相談についてですね。計画相談が多く出ていますが、できるだけ関連してつなげ、問題意識を高めていきます。

【神田委員】 私も書きましたが、やはり平成27年3月までにサービスを利用する利用計画を全て作成する取り組みが急務であるということ、これが一番重要な気がします。やはり質の高い計画相談をするということに対しては、セルフプランも大事ですが、それをしながら計画相談も個人の地域生活に合った形でつくっていくのが望ましいと思っています。

【木全会長】 計画相談のところが出てきましたが、皆さんの方で重なっているところはいかがでしょうか。

【石黒委員】 私も計画相談を多く取り上げております。9ページの13行目、今言われたところですが、27年3月までにすべてのサービス利用者にサービス等利用計画の作成が必要であるという議題ですが、これを踏まえて行うというのであれば、モニタリング、セルフプランも含めてサービス計画表が作られなければならないと思っています。これを相談員がやられるのか、あるいはセルフでやられるのか、それについてはどちらでもよろしいかと思うのですが、もしもセルフプランでやられるのであれば、資料の方を用意させて頂きましたのでお配り頂きます。

国の資料です。平成26年2月27日に厚生労働省が出されましたプランの方で、長いので私が申し上げたいのが、後ろから2枚目をご覧頂けますでしょうか。後ろから2枚目の、「(2)セルフプランを受け付けるに当たっての留意事項」をタイトルにして、①番の下から3行目を抜粋的に読ませて頂きますが、「『身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合』については市町村が必要な数・規模の事業所の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提であること」ということになっていますので、市町村にこれを整備する努力義務がある、やって下さいというようになっています。そして③番のところですが、「また、当該市町村として管内の障害福祉サービス事業所等の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行う」ということですので、セルフプランを受けつける時に、他にもこういったサービスがあります、こういったことが大事にされていますということで、ずっとあがっていましたが啓蒙活動の関係のところについても、ここでやるべきであるとして書いてあると私は解釈しております。この後続きですが、「モニタリングに代わるものとして、市町村が本人の状況を定期的に把握すべきである」とあります。セルフプランを受けつけるのであれば、市町村はモニタリングをすべきであるというようになっていますので、こういった整備を行っていく必要があるのではないかと考えます。

【木全会長】 安易に誘導してはいけませんからね。私たちは地域自立支援協議会や相談支援と一緒に、どうすればこれが、この国の言う事項を含めてそうですが、本人の立場に立った質の高い利用計画となるのか。相談支援に頼むと本当に良いも

のではなくて、これだけしかサービスがないのでと少なくされ、それではいけない。しかし本人が、本当は必要ないのにあれも欲しいこれも欲しいと言って、言いなりになるのもいけない。本当に必要なプランをしっかりと、セルフの時はそういった形の支援が大事です。相談支援員がサービス利用計画をしっかりと全員分立てられるようにするには、どのようにしていったら良いのかということです。また来年度すぐ、今年度の終わりまでに無理であるならば、なぜ無理で、しかし次の3年までには安易なセルフプランをどう良いものにするのか、セルフプランではない形で計画相談にしていくかということを実体化するのが今回の計画です。だからそういった案を次回までにやらなければいけないということです。他はいかがでしょうか。

【河野委員】 今、計画相談のことが出ましたので、9ページの計画相談で、私は「27年3月までにすべてのサービス利用者にサービス等利用計画を作成する取り組みが急務である。」という行を入れたいです。計画書ですので、具体的に重要だと思っています。セルフプランは安易に済ませてしまっただけではいけないということをお心配しておりますので、計画相談を立ててくれる人が少なく、そして予約待ちである現状がありますので、セルフプランにならざるを得ない状況も春日井市には実際にあるのですが、セルフプランになった時にそれをケアしていくと言いますか、そういった体制が必要ではないかということです。計画相談という部分はそういった意味でもとても大事で、できれば今年度中に多くの方が計画相談を実施できるようになると良いと思います。

サービスが少なくなるということだけでなく、その人の生活をいかに考えていくかということをお本人と家族と支援者と、皆で考えられるというのが、計画相談であろうと私は思っていますので、そうすることで本人だけの生活になった時に、良い体制ができていないのではないかと期待しているサービスなのですが、実際にできる状態にないということが非常に問題だと思います。セルフプランにならざるを得ないということに対して、行政がどのくらい考えてもらうかということも、文章をただ出すだけで終わらせるのではなく、もう少しその部分にサポートというものがあるって欲しいと思っていますので、まず計画相談から本当は全てのことが始まっていくわけですので、これが一番大事ではないかと思っています。私が出した意見として14ページの「その他」のところ全体のところなのですが、これは色々な数字が資料2の中にはたくさん出ているのですが、数字だけでは見えない実態がありますという意見が地域自立支援協議会の中で出ました。そして数字に現れない本当の姿というのをいかにして把握するかということがとても大事で、その分をいかにして利用者サイドから実態を見ていくかが大事ではないかという意見が出ていました。それから7ページのグループホームのことですが、生活の場というのはとても重要ですので、スプリンクラーの設置助成が愛知県から出た時に、春日井市は対応しないということがありました。市の考えもあるかと思いますが、普通に暮らす時にどのお家にもスプリンクラーがあるわけではないですから、スプリンクラーがなくても、障がいのある人も暮らせることを皆で考えるという、そういった暮らすための支援ということでグループホームが今とても大事なことになってきておりますので、それを妨げないようにやっていって頂きたいという思いがあります。

【大西委員】 利用者さんが、セルフプランが、自分が思い描いたものに近いものがあるということで、利用者さんがあまり良くどのようなサービスが受けられるのかをわかっていない時に、しかしこのようなサービスを受けたいという自分が求めるものがあるわけです。相談した時、上手くそれが提示されないという時に、だったらセル

プランの方が良いということで、そのままです。その時に利用者さんを相談者の方が、サービスの方にこのようなものがあるという柔軟な考えで、今はないが、例えばこれとこれを合わせてこのような可能性が出ます、というように色々な柔軟な意見を教えて頂いたり、それから待っているけれどもそれが利用者さんによっては、今できなければずっとできないというような感じになってしまって困られているような方もいると伺ったので、それがどのような見通しで、もしかしたらこのようになっていたりなど、そのように使う側、利用者があまりどのようなサービスがあるかを把握できない時でも、色々教えて頂いて一緒に考えていけるようなことが大切だと思います。それからライフステージによってそれが状況も刻々と変わるような場合もあるので、先ほどありましたように、そのようなことはやはりしっかりと予算があってそれができるような仕組みを作っていく、計画的に安心して暮らしていけるというのが前提になるのがこの辺にあるのかと思いました。

私は学校に勤めているものですから、学校の児童生徒の様々な状況から見て、言わせて頂きました。まだまだ障がいについて理解が深まっていないところがありますので、こちらの資料から実態を見せて頂きますと、知的障がいの方はこのプランを利用しているということだったのですが、やはりケース・バイ・ケースで非常に専門性の高いものが求められるということは学校におりましても思いますので、この施策について年齢的な指定はありませんけれども、本校の子どもが大人になっていき、将来生活していくということが前提にありますので、そういった面から見ても充実したサービスが受けられるような専門性の高い、あるいは充実した施設、サービスが受けられるところが増えていくような取り組みをして頂けると、ということをお聞きしました。

【鈴木委員】 5ページにある「就労継続支援A型の利用者及び施設数が前年の2倍に急増している。利用実績も見込みを大きく上回っている。事業所ごとに就労支援や訓練内容に大きな違いがあり、利用者のニーズに合った就労支援や訓練が提供できていない事業所もみられる。障がい種別によっては、市内に事業所が少ないため、市外の事業所を利用している人もみられる」、そして「生活介護及び就労継続支援は、特別支援学校の学生にとっては、在学中から卒業後の進路先の候補となっている。事業所の所在地に地域的な偏りがあるため、利用者が事業所を自由に選択できる状況ではない」の就労関係、生活関係のことを、色々な意見があった中でこれが一番良いかと思いました。

【木全会長】 日中活動の場のところでもう1つ出ていたのは、ここが足りないというよりも、すごいと思ったのは地域に偏りがあるということです。しかし名古屋と隣接しているのでわざわざ高蔵寺に行くよりも名古屋に行った方がしっかりと使えるということは、それは全て春日井市内で賄わなければならない、ということではないかと思っています。通い易かったらですが、地域ごとに通い易さを含めて偏りがあるということは、どのように計画の中で、身近なところでもできるだけ通えるようにするか、身近が名古屋であっても良いですが、そういうところが課題であると出ています。

【黒川委員】 14ページの③で下から2つ目ですが、ただ今お話に頂いておりますような、市外の事業所を利用している人がいるということです。名古屋市内が近ければこちらに行く方が便宜上良いのではないかということですが、私たちはそういったことを申し上げているのではなく、近い方ではなく、まず通えるところ、それがたまたま名古屋であったなら名古屋で良いわけですが、私は春日井の地で、なぜ1時間半

もかけ、お金をかけて名古屋に通っている人がいるのか、ここを問題にするべきだと思います。3つ目に書いておきました他市の状況把握を実施してはどうか。小牧の家族の方が、春日井にも同じような症例を持った家族が3名程おりましたが、共に名古屋市天白区的生活支援センター、あるいは瀬戸市的生活支援センターに行っておりまして、どこが違うかといいますと、一番大きなことは、通所者を支えるスタッフの数とその訓練が違うというようにあるわけです。先ほど申し上げて頂きましたスタッフの能力を高めたりといいますと、現実には、他市に行き、良いところはどのようにしてそうなったのかということを取り入れて頂きたいです。作業所のスタッフの方は一生懸命やっけて頂いていると思っておりますが、一生懸命やればやるほど全力を出しているという気持ちになって頂いております。その人たちにもっと良い方法がないかと聞いても大変難しいと思います。そういうことで、他市に学ぶということは、そういった機会を作って頂きたいということです。あるいは、私は伊勢市の家族会に参加させて頂いておりますが、そういったところの代表も交流会の場に参加させて頂きたいと考えます。

【木全会長】 今ここに人がどういった理由でどのような形で春日井市以外のサービスを使っているか、という実態調査が必要かと思ったのですが、それだけではなく、サービスの中身がどのように違うのか、だから同じようなサービスがあっても市外でわざわざというところは、もう少し丁寧に調べていく必要があるということです。他いかがでしょうか。

【玉井委員】 まず、コロニーということもありまして知的障がいの方や発達障がいの方が入ってくるので、行動援護の事業所が増えてきていると良いと思います。重い人が地域に暮らせるような方策やサービスなどが増えていくことが大事だと思います。それから7ページの4行目、これもグループホームのことで、規制緩和のことを言われましたがそれだけではなく、実際に発達障がいがある方やまだコンディションの良くない方も生活できるようなグループホームが増えて整備されると良いと思います。親御さんたちが働いていない方だったら日中の時間でも良いでしょうけれど、フルタイムで働かれるということであると、9時から16時までではとてもやっていけません。全部が8時から19時までという話ではないでしょうが、一部の方にはそういったこともできる形であるとより良いかと思っております。

【木全会長】 日中一時も含めた空白をどう埋めていくかということです。ただスプリンクラーの問題は、事故があった時に逃げられない人たちがいるということ、2、3人ならまだしも10人でもホームであるといっているのです、その時に、要るか要らないかという問題も出てきます。しかし、火事があった時などのことで、果たして大規模ホームをその小さな自宅のホームと同じにして良いか、ということもよく地域自立支援協議会などで話し合いながら、県が緩めてきた時に、市としてはどのようなホームならOKで、どういった形はやはり市としては責任があるので指定した、駄目だということは、丁寧に話し合っていかなければいけません。とりあえずここは福祉サービスに関わることなので少し重点的にやりましたが、ここも含めて次の課題と重ねてご発言して頂いて、次のところでも構わないので進めさせて頂きます。それからずっと考えていることがあるのですが、相談支援の人たちや行政の人たちは、ここでまとめたものをこういった形で入れて欲しい、入れられない、こういうように考えたら良いのではというやりとりは時間をとった方がよろしいですか。言っぱなしで良いですか。

【事務局】 取り敢えず意見をいただいたということで、次の段階では、当然事前にまた郵送させていただきますので、その時には本日の意見を頂いた中で、できるだけ整理した形で、この部分をこういった形にしますなど、そういった形で対処致します。

【木全会長】 ですが時間のこともありますので一問一答ではなく、今日はできる限りたくさんの方の意見を皆さんから頂きながら、私も少し整理しながら伝えていきます。その時に、次のパブリックコメント案の前に出てくる時には、今日出た意見を別紙で整理して頂き、そこで、このように取りあげて市としてはこう考えるのでこのように入れました、というようなご回答と、だから次提案されるパブリックコメントに出てくるところにはこのような形で加わったりしています、というように次回作って頂きます。今日は言いたいことを皆さんはとりあえず言う。今日はそれで進めさせて頂きますがよろしいですか。では次の項目にいきたいと思います。事前課題2です。資料4の中間案です。全体のところの意見を、皆さんの方から重なる形で続けて、しかし最初のところは福祉サービスに偏ってしまったので、それ以外のところも含めて今回は出して下さいということです。

<議題3 重点課題について>

【木全会長】 重点課題について、事務局より簡単にご説明ください。

【事務局】 (重点課題について説明)

【木全会長】 これはこれでよろしいですね。これを中間案の中に入れてもということなので、そうしたら簡単に中間案の説明をして頂いてから、皆さんの意見を頂いた方が良いでしょう。

<議題4 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について>

【木全会長】 第3次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について、事務局より簡単にご説明ください。

【事務局】 (第3次春日井市障がい者総合福祉計画の中間案について説明)

【木全会長】 今日はこの後次々に言った方が良いでしょうので、宿題のことを含め全員でやりましょう。そうするとどこをどのように直したらということで進め、簡潔に宿題を言って頂きながら見ていくことにし、その後重点の数字の目標のところを加えれば時間がきてしまうだろうと思いますので、書かれてきたことと、この中間案とを重ね合わせて、お話して頂けたらと思います。

【中澤委員】 1番のところに加えて、言った後でよろしいでしょうか。事前課題1のところでは皆さんのご意見をお伺いしながら、私も計画相談のところを出させて頂いており、ただ私が勉強不足でセルフプランというものがどういうものなのかがわかりませんでした。だからセルフプランを調べて、こういうことなのかと納得し、そしてそこに書いてあることで私が気になったのは、モニタリングが必要ないというところで、先ほどご意見を頂いたり国の資料で、セルフプランを受け付けるにあたっての留意事項のご説明をして頂いてすごく良くわかり、ありがとうございました。この事が大事であることがわかりました。

それと事前課題のところでは細かい質問を出してしまいましたが、23ページのと

ここで「日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数」というのは、25年度の実績は181人で26年度の目標値が90人というのはどのようにしてこう出ているのかがわからないというのが1つあります。それから10ページのところで、あまり施策のところ結びついていないところではないかもしれませんが、保健所なので難病患者さんの数のところが気になりまして、この数というのはおそらく平成23年度から平成26年度まであるのですが、各年度の前年度、26年度と書いてあるのは25年度末の数で上がっている、ということがわかったので、そのことだけを1つ付け加えさせて頂けた方が良いかと思いました。それから難病患者さんに関する法律というのが成立し、また1月から新しく施行されるということで、対象者も増えるということもあるので、その辺りで障がい者のところにも関わることが多いと思い、少し気になっておりました。28ページのところにある、「サポートブックの活用により、障がいのある人の一貫した支援を図ります」というところで、実際に小中学校への周知や、現在までの利用状況というものがわかっていなかったもので、その辺りの実績と結びつけた情報が欲しいと思いました。

【木全会長】 基礎的な質問はしなければ困るので、それに答えて下さい。

【事務局】 23ページの25年度の実績が181で、26年度の目標値が90ということですが、これは26年度が90というのは現在の計画が24、25、26の計画でして、現在の第2次計画です。ただ3年前に計画を立てた時は、計画の最終年度は90の方が利用していれば良い、という目標を立てさせて頂きました。しかし実際は25年度で181人ということで、多くの精神障がいのある方が、日中活動系サービスの支給決定を受けているということで、それは資料2の、例えば3ページを開いて頂きますが、日中活動系、特に就労のグラフを見て頂けたらわかりやすいかと思います。実績の推移を見て頂きますと、この棒グラフで斜線が入っているものが見込み、黒が実績ということですが、特に就労継続支援A型B型というのが、見込みよりも実績が上回っていたり、更にこの実績の伸び方というのが地域自立支援協議会の意見としても2倍というような意見で出ておりますが、精神障がい者の方に限らないかと思いますが、障がいのある方が日中活動の利用を希望し支給を受けているということです。3年前に精神障がい者の方については90名と目標にしておりましたが、今日180名の方が支給決定を受けているという状況になっております。サポートブックの利用の状況ということですが、サポートブックに関しましてはこちらにありますように小中学校に周知ということで、作成した時に文書により周知させて頂いております。ただ後につきましてはホームページに掲載させて頂いているところでして、実際に利用されている実績ですとか、そういった確認は現在のところ取れていない状況です。

【木全会長】 ただこれは後の数値目標に関わってくるのですが、何人がしっかりと使っていて、それがどうなっているのかということをお大事にするのであれば、実績もしっかりとあって、それをどのように、なぜ使えていないのかというように計画し、どこまで使ってもらおうかというようにしなければならぬということです。

【事務局】 サポートブックは初めての方もいらっしゃると思いますので簡単に説明させて頂きます。障がいのあるお子さん向けの、例えばそのお子さんの性格ですとか、特性、どういったものが好きで嫌いかといったことが書いてありまして、それを例えば保育園の先生と共有したり、今度は保育園から小学校に上がると、小学校の先生と保護者の方が共有したり、中学校もしかりですね。要するにどんどん書き込んでいくと

ということです。私も薬手帳を持っておりますが、自分がどのような薬を処方しているのかを薬手帳に貼っておくとですね、他の薬局でもというような、つまり障がいのあるお子さんが一貫して継続的な支援を受けられるよう、保育園、小学校、中学校または高校というような、そうしたための当事者の方がお持ちする、また支援者の方と書き込んで、一緒の共同作業をしていくというようなブックになっております。

【木全会長】 よろしいでしょうか。先ほど出た難病医療法であったり、権利条約の批准を2ページのところに付け加えておくということは事務的なことですね。

【山本委員】 ハローワークということで就業に関するところで目につきましたのでこういった質問をするのですが、33ページの中に、「福祉的就労をしている障がいのある人の工賃の向上を促進します」ということで、「事業所への実地指導」をしますということが書いてありますが、具体的にどのくらい事業所に訪問する予定なのかなどの、具体的な数値目標はどうかということがわかれば教えて頂きたいと思います。なぜかといいますとハローワークが、障がい者の雇用率の達成指導というところで、職員が事業者さんの方に計画的に回り、障がい者の方を雇って下さいということでの指導をさせて頂いているわけですが、工賃からいうと最低賃金という形で780円以上で雇って下さいということをお願いしているのですが、市として個人ですから就業の手当、就業の賃金のことではないと思いますが、どのような計画をされるのかと思いました。

【木全会長】 実態を全国調査はありますが、個別の市として、市のA型であったりB型であったりの平均賃金は安定しているかということですね。

【事務局】 県を通じての調査がありますのでその調査を行ってはいます。それぞれ事業所によりかなり差がありますので、平均値は今手持ち資料がありませんが、B型については最低工賃は下回らないような形で行って頂いておりますし、A型についても時間数に安定して最低賃金は保障されていることは把握しております。

【木全会長】 これは次のところに重なるのですが、今資料の中に、それぞれいくらかこの具体的な目標が書けるのであれば、3年後には大体いくらくらいにしたいのだと、そのためにどういった施策を、ということ次の34ページの成果目標のところにと落とし込まなければ、振り返りができません。しかしもう調査はしてあるということです。そうしたら成果目標値が立てやすいわけです。

【大西委員】 ここに対しての具体的な意見というよりももっと広い意味での意見ですのでこの場では相応しくない感じかもしれませんが、取り組みなどに反映できるのであればということで書かせて頂きました。まず1番目ですが、教育のところ28ページ、29ページの辺りです。具体的にどこということではないのですが、本校は春日井市立でなく県立ですので、そういう事情もあるのかなという気持ちで書かせて頂きました。市内の小中学校等に通っておられる方の教育の充実について主に書かれているように感じました。本校は県立でありますけど、障がいのある子どもで、半数以上の在籍の子が春日井市に在住しております。春日井市のこどもといった点からこうした施策の中に、どこに具体的にどのような文言でということあげさせて頂いてないのですが、地域の子どもを地域で育てていくという視点からですね、例えばここに市町の子どもたちの交流及び共同学習での障がいのある子どもと障がいのない人たちと共に活動する交流を進めていくという書き方ですが、どちらかというと小中学校の普通のお子さんたちの視点から書かれているように思うのですが、こういったところに、例えば互いという言葉や視点を織り込んで頂いて、

やはり障がいのあるお子さんたちに対しても進めていく、こちらからも交流できる機会がたくさんありますので、そういった視点を織り込んで頂けたらということのことです。それから39ページの安全・安心のところですが、おそらく全市民に向けてということで考えられているのだと思うのですが、やはり障がいのある家庭にしっかりと情報が発信されるような手立てをどこかで取り組みの中で明確にして頂けたらありがたいということや、避難所などに行った時、障がい特性に合わせた配慮をやはり本校職員あるいは保護者とも非常に心配しているところもありますので、そういったところも目に見てわかるような取り組みとして頂けないかということを書かせて頂きました。それから20ページの障がい児支援の充実というところで、基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターのことで、こういった情報を周知するという取り組みが色々な方法でなされるということが書かれているのですが、非常に受身的な方に対して、情報を求めている時はこういったことも非常にアンテナが高くなっていると思いますが、そうではない時に、新しい情報などをどのようにやっていけば皆さんに周知してもらえるかという視点からも、取り組みを考えて頂けたらということを書かせて頂きました。

【木全会長】 具体的に落とさなければならぬので、例えば28、29ページの教育のところ、県立の特別支援学校と地域の学校との交流をお互い望む形でここにどう入れるのか、ということですね。

【大西委員】 こういったものは実際には長い歴史があり、地域交流等はやっていることは事実なのですが、やはり施策としてやって頂いているということで、地域で育てて頂いているという、そういった市民としてのところでということですね。

【木全会長】 折角今やっているわけですし、だから具体名も入れながら積極的に推進しますとここに入れておくとお互いやりやすいです。それから40ページ、41ページの防災のところ、特に県立の学校を含めて、学校にいる障がいのある子どもを、しっかりと親につなぐといったことをしなければ、そこで災害が起こったりするので、その辺りをしっかりと書き込んでおくということで、それは28ページの学校のところで防災のことを書くということと、40ページのところで県立の特別支援学校も含めて、具体策のところ、落とすとおかなければ抜けてしまうということなので、それを入れておいて欲しいということですね。それからもう1つ気になったのは、就学支援の体制が今年から指導ではなく支援になり、市が中心となって決めて、特別支援学校はそちらにつなぐというように変わったので、その辺りの書き方を変えなければなりません。

【大西委員】 28ページのイのところ、特別支援教育支援員の配置ですね。

【木全会長】 そうですね。

【大西委員】 新規とはまた違うんですね。

【木全会長】 新規はそこを意識しながら書かれたと思いますが、そうすれば親御さんも特別支援教育の中で、どのような形で就学支援の形が変わりながら、ということを一歩気にされているところでもあり、学校や支援学級を含めて一番気になっているところでもあると思うので、丁寧に書いてあげないと誤解を産んでいくと思います。

【田代委員】 私の方からは、先ほどから言われているように、具体的にあげていった方がよいということであったり、成果目標として捉えていくということで、最終ページにPDCAサイクルが載っているというところで、非常に自分1人だけ怖いと、どのように取り組んでいったら良いのだろうかということ、ずっと感じていて意見が出せなかったことが1つです。地域自立支援協議会において検討と載っているこ

とが非常に気になって、そうすると我々も具体的にどうやっていけば良いのだろう、この目標に繋がっていくのだろう、ということ先ほどから感じております。先ほどから皆さんがおっしゃられている通り、地域自立支援協議会の中では数字に現れていない部分をどのようにはかり伝えていくのか、というところが非常に多く意見があったので、ここの辺りが例えばP D C Aサイクルで第3次の総合福祉計画の中で我々はどう示していけば良いのだろう、というところを感じました。それが全体的なこととして、雇用の①のカのところ、「尾張北部就業・生活支援センターようわの紹介」のところ、できれば「尾張北部障がい者」を入れて頂きたいと思えます。あとは①のアとイのところ、地域自立支援協議会において検討と書いて頂いているので、これが例えば日中活動部会の中で、1つの基本的な方向で、障がい者雇用の促進と福祉的就労の充実とあるので、そうするとそれが34ページに繋がりと、就労移行支援事業の利用者数であったり、そこから就職した移行率など、その辺りが、例えばこの地域自立支援協議会で検討して下さいというところに繋がっていくのかどうかなど、今後のこともあるので一度聞いてみたいと思えました。それから、優先調達推進法については、毎年度調達方針を作成して庁内に周知しホームページで公表とあるのですが、例えばこれは、優先調達推進法に基づいて今物品がどれだけ調達されているか、ということ公表するだけで、今はどのようになっているか、ということを取り組んでいかないのかと思ったことと、一度、これは障がい福祉課だけではなくとお聞きしたのですが、これは障がい福祉課で良いのかどうかということ。あとは、教育のところの新規ということですが、教育研究所に就学支援員を設置するということが新規に盛り込まれているということで、これを詳しく教えて頂きたいと思えました。あとは、特別支援教育連携協議会の設置に向けての研究というのは前回から載っている項目として、今回もまた設置検討となっていますので、これは春日井市としても研究ばかりで設置に向けての何かが見えていないのか、個人的にも期待していることなので、気になっています。第2次と変わらないということで、検討がいつまで続くのかということです。最後に、重点課題とされています、18ページの基幹相談支援センターによる、例えば、指定相談支援事業所に対する助言指導と書かれており、これをどうされていくのかということであったり、やはり指定相談支援事業所の確保と書いて頂いているので、先ほどからつながってくる、どれくらいの方に計画相談が行き渡っていけば良いのだろうというところを、やはり取り組んでいく細かなことになっていくのではないかと感じました。確かに平成27年3月までにということあるのですが、私的には平成27年4月以降からも続けていかなければならないことであり、これをどう取り組んでいくのか、というところは地域自立支援協議会でも相談支援部会がありますので、実際には、先ほど意見ができなかったのですが、本当にどれほどの方が必要とされているのでしょうか。地域自立支援協議会の意見にもありましたが、ケアマネジメントの手法を用いて計画相談支援というものがあるのであれば、単一のサービスだけを使われている方というよりは、どちらかという複数サービスを受けている方というところが優先的に行われなければならないというところがありまして、地域自立支援協議会の中では、実際にどれくらいの方が本当に計画相談支援を受けた方が良いのか、またアンケート結果に現れているように、受けていたいという方がいらっしゃる以上、どれくらい必要なのかということはおさえていかなければいけません。そうすると重点課題を大きく捉えると、基幹相談支援センターと計画を作る指定相談支援事業所、委託をされている相談支援センターとがどのように機能すれば良いのだろうと

いうところを、大きく重点課題として取り組みをした方が良いのではないかと感じました。

【木全会長】 いくつか質問が出ているところですが、まずは優先調達推進法について。

【事務局】 32ページの優先調達推進法について、委員のご指摘の通り、優先的にサービスや物品を調達することによって、市役所をあげて様々なサービス、または物品の購入ができる、その情報発信を障がい福祉課がしているような形です。そして2つ目のご質問、28ページの教育研究所に就学支援員を設置ということで、春日井市の教育委員会で専任の3人の教育支援員を配置しますということです。小学校入学前の障がいのあるお子さん、またその保護者の方に対する子どもの発達段階に応じた就学先の案内、相談です。例えば保育園、あるいは幼稚園に通学されているお子さんであれば、その様子を就学支援の方が見に行き、保護者の方にそれをフィードバックして頂き、入学する学校を選択をする。それが中学校の特別支援学級であるかもしれませんし、特別支援学校かもしれません。それをまた保護者の方が時期に応じて選択して、それをまた学校の方にそのお子さんの特性などを伝えていくということです。しかし私も教育委員会のこの支援の方に聞いてみましたが、まだ入学前の相談を今は単体で、本来の就学後の支援というのはこれからやっていきたいという、スタートしたばかりの状況です。3つ目の教育連携協議会の設置の検討につきましては、今も引き続き検討中ということです。

【木全会長】 相談支援のところはしっかりと一緒に考えていかなければならないところです。そうすると、例えば物品の調達を優先するところは、数字として書きましたが、どのような形で入れられるのか落とし込めれば良いということです。就学支援員は、本当は普通だといっていて障がいになっている、支援学級に行った方が良いということや、小学校から中学校に上がるのところ、中学校から高校に上がるところもすごく大事な相談なので、そこはしっかりと押さえておかなければいけないということです。そして特別支援教育連携協議会は作った方が良いのですが、地域自立支援協議会の子ども部会など色々な関係の役割をはっきりしなければ、会議に出る回数だけが増えていき、本来の仕事ができなくなるおそれがあるので、そこは本当に市の中で全体を見ながらしなければ同じような会議を、部局が縦割りだから作る、ということだけはやめた方が良いでしょう。検討中のままずっとやらないのも変ですし、向こうが作っていくと、同じような会が増えていき、委員が重なって大変なことになると思います。

【石黒委員】 自分の意見を言う前に確認したいことがあります。まず中間案の方で、成果目標の提示年度が22年25年26年29年と評価をされるのですか。

【事務局】 イメージ的には、今の計画と同じでそれが3年更新されますので、25年度の実績値があり、29年度の目標値が載るということです。

【石黒委員】 わかりました。要望として、私は相談支援を重点に置いておりますので、27年度の目標値は入れて頂きたいと要望します。それから今日頂きました春日井市の地域自立支援協議会の次第を読ませて頂くと、資料3と書いてある方ですが、地域自立支援協議会の役割は、相談支援事業に関し中核的な役割を果たすため定期的な協議を行うものとするということで、相談支援事業に関して中核的な役割を果たして頂く会なのです。それから第5条で協議会に部会を設置することができますが、障がい者を取り巻く地域の課題について専門的に調査審議をするための部会なのですね。実行部隊ではないのですね。どうも実行部隊のような話も中には取りまとめられているような気がしたのですが。

- 【木全会長】 具体的に、実行部隊というのは。
- 【石黒委員】 例えば先ほどの物品のところでは役割を持つのでしょうか、本来の意味がずれているところとか、どれだけ違っているのか、また教えて頂きたいです。
- 【木全会長】 計画年度のところは、障がい福祉サービスで具体的に関わる相談であったり生活介護であったりというのは、1年毎にしっかりと立て、1年毎に振り返ることになっていますので、それ以外のところが3年になっているから、相談支援のところでの数は1年毎に計画を立てます。
- 【石黒委員】 相談支援に関しては中核的にやるのは実行部隊だと思うのですが、それ以外の、例えば地域自立支援協議会の部会があるかと思うのですが、それは担うのですか。地域自立支援協議会は事業をやっていく部会ではないのですか。
- 【木全会長】 部会員になるけれども、実践するのは事業所であるけれども、審議をするところは地域自立支援協議会の部会員によります。
- 【石黒委員】 わかりました。そうするとまた戻るのでありますが、最初の障がい者等の実績の調査に関しまして、意見の出し方としてこの出し方が地域自立支援協議会から出ているのかというような形ですが、この統計処理はどちらがやられているのでしょうか。
- 【事務局】 統計は市が行っています。
- 【石黒委員】 そうするならばこの中で、3月に出した実績だけでの統計ではわからないというような話を伺ったと思うのですが、ならばこの時点で指摘を受けている段階において、統計処理は1年間の平均またはその中での最大値などというのを持ってきた方がわかりやすいというものもあったのではないのでしょうか。
- 【事務局】 そういったご意見もあるのですが、これは県の計画と基準を合わせるということで1つになっているのですから、春日井市だけが平均値を取るというのではなく、全て前年度の3月期の実績を取りましようということとなっております。
- 【石黒委員】 できましたらそれにでも審議をするということになっておりますので、意見を尊重して、それにプラスアルファの統計があっても別に構わないかと思うのですが、それはやられたら方がよろしいのではないかと思うのですが。それと今頂いた資料の相談支援部会のところの地域自立支援協議会の資料13のところではいいですと、③のところですが、委託相談支援事業所を含む春日井市の相談支援体制に関わってくる課題であり、特定相談支援事業・障がい児相談支援事業所のみで構成されている相談支援部会では、検討に限界があるというように、部会が求めてきている状況におきまして、これはどこで審議されていくのかというように議論が深まっていくのかと思う次第です。
- 【木全会長】 それは春日井市の地域自立支援協議会の中の委託相談のところと指定相談の関係を含め、指定相談事業所となっているところからのそういった意見が出ているというところで、春日井市全体のこれからの相談支援体制をどうしていくかという仕組みのところでの課題があるので、委託を含めて市も入り、どうしていくかということをもっとしっかりとやらなくてはならず、指定相談だけでは無理だということなどをどのように受け止めながらこれからやっていくかということです。
- 【石黒委員】 という課題があると、まずは捉えれば良いということですね。
- 【木全会長】 それでアドバイザーも変わったことですし、それから作業の方に中核が移ったところで、本当にこれからどうしていこうかというところを、まずは地域自立支援協議会の中の、相談に関わる人と市が中心になりながらこの課題をどうしていくかというところを良く話し合ってもらわなければ、いきなりここに持って来られてもということです。

【石黒委員】 先生に整理して頂き、私もスッキリ致しました。18ページ10行目というところで1番目の項目を出させて頂きました。資料2の9ページにも関わってくるのですが、地域自立支援協議会が1行目で、利用者が計画相談支援をサービスのひとつとして選べる状況になっていないということは、逆にいうと選べる状況を作らなければならないのではないかと、必要性があるのではないかとというように捉えました。ということは、計画相談員に頼ればやってもらえるという状況が生まれなければ難しいと考えましたので、今サービスを受けている人が、全て計画相談を受けるとするならば、いったいどれだけの相談員が必要だとされているのか。その段階になりますと完全に充足するわけですので、完全に充足したところでセルフプランであろうが選べるという発想もありうるのではないかとというように考えました。ですので、今サービスを受けている方々の人数を、いったい何人の相談支援専門員がいれば計画相談が完成するののかというようにお考えなのかお示し頂きたいと思いました。その点につきましては、必要とされている方々という積み上げの方法とは全く逆のアプローチを取ることになるかと思えます。それから指定相談支援事業所の確保とありますが、事業所を増やす、または計画相談員の増員を図るという形で謳うことはできないのでしょうか。

【木全会長】 具体的に、市として1人の相談支援専門員が大体何人まで計画が、モニタリングも含めて立てるのが適当だと考えているかということですね。

【事務局】 地域自立支援協議会の相談支援部会の中で検証を行っているところでして、少なくともありますが実績が段々出てきたところでして、大体1人の相談支援専門員が立てられる計画数が、概ね30から40、介護保険と同じくらいかというように検証されております。その中で全体の支給決定者数から割り出して、おおよそですが、60名超の相談支援専門員が必要ではないかというように捉えております。

【木全会長】 そこまで出ているということは凄いですね。

【石黒委員】 実は一番最初から申し上げた内容です。

【事務局】 指定相談支援事業所の確保について、既に春日井市内で相談支援専門員の研修を受けている方は数多くいらっしゃるようですが、実際は従事されている方が限られているということで、今後は研修修了者に対して、指定相談の事業所の事業者として順次働いて頂けるように、積極的に声かけをしていきたいと思えます。

【木全会長】 成果目標の中で、何年後にきちんと60人はやはりいるのだと、実質動いている人や資格を持っている人ではなくて、今実質何人なのだというものは、数だけ達成すれば良いというのが国の発想ですので、国に提出する数値の中には入っておりません。しかし春日井市がすごいと思うのは、大体1人がやれるのは介護保険と同じように、30から40だということが、地域自立支援協議会が分かっているわけです。今のように割り算ができるわけですので、来年すぐにははいかないかもしれないけれど3年後の計画の中には、しっかりと60人70何人の相談支援専門員がいるのだという、そのためにどういった努力をしていくかということも含めて、この成果目標の数値ですね。それも入れた方が良いという意見なので、私は入れた方が良いと思うので、それは別に県や国に報告しなくても良いわけです。しかし、私も知多地域のアドバイザーなので、アドバイザー会議の時は、春日井市はきちんと入れたので、各市町も入れるようにと会議で発言すると、さすが春日井市はここまでやっているとなります。そうすると国だってそういうような方が良いとなります。すごく大事なのです。150も200もやっている人もいます。それは違うということをごきちんと春日井市はやった方が良くと思います。

【石黒委員】 その点につきましては違う意見を言わせて頂きます。私が今同じく先生が言われたように、春日井市における計画相談員の数の目標と、それから資料2の8ページにおけるような、計画相談員及び、先ほどありましたけれど、地域移行支援等々、同じところで扱われているものにつきまして、目標値を掲げて頂きたいと思っています。そして今日は地域アドバイザーの方が見えているということなので、尾張北部の方はどのような形で、他の圏域の方から見て計画相談が進んでいるか、これにつきましてはマックス値がたぶん先生が言われたような形で、100を超えるところを相談員がもっている状況があるかと思えます。私が務めているところですと尾張中部圏域ですが、その中部圏域だと100を超える相談員がいる状況で、それを今、真に迫られてやっている状況がありますので、単純に30か40で良いかという話でもないわけで、当然多くやらざるを得なくなるかもしれないと思っているわけですが、そういった現状も、中での数字だけでなく外の数字も見られてはどうかということ意見を意見として申し上げます。

【鈴木委員】 第3次の春日井市障がい者総合福祉計画中間案で色々と案が出ていますが、重要だと思ったのが、まず「はあとふるライナー」を充実しますと書かれているのですが、どこを充実したいと考えているのですか。例えば今90分毎になっているけれど60分毎に間隔を縮めていく、それから、増便や、最終便の時刻の繰り下げなど色々ありますが、具体的な考えを出して頂きたいです。もう1つは22ページのところです、障がい者相談員を設置しますと書かれているのですが、どの施設に設置したいと、市役所ですとか、事業所に設置したいと考えていますか。障がい者相談員の研修を設置する以上はしなければいけないと思うのですが、その研修をどこでやるか、何日間でやるかという考えはあるのでしょうか。生活支援のところで障がい者相談員の登録者数と配置人数を成果目標として、西部地区中部地区東部地区には均等配置をして頂くとありがたいと思っています。

【木全会長】 実人数だけはこちらに書いてあるのですが、今の意見ですと、当事者たちを含めて、どういうようにして欲しいという要望はわかりますか、どこを増やしてどこを減らして良いかという予算があり、市民の足なのでどうしたら良いかということとは確認しておいて下さい。

【事務局】 かすがいシティバスの拡充については、付添人の運賃の減免という拡充内容でして、運行時間や路線等の拡充というものではないと思っております。障がいのある方の利用者、乗車される方の人数調査でしょうか、そういった意向をどのように把握しているか把握していないかということから、その辺りは担当部局の方でまた確認していきたいと思えます。

【木全会長】 相談員については、地域自立支援協議会や当事者の声を集めて、どういう形でどういう人をどこに置くのが適切かということですね。

【事務局】 相談員につきましては、施設に配置するという考えではなく、身体障がい相談員の形で障がいの方の相談員だとして市が委託している形になりまして、施設に配置されるという意味合いではありません。だから連絡先等をホームページや広報に掲載させて頂いて、そちらの方に連絡を取って頂いて相談を受けて頂くという形になっております。

【木全会長】 それでも、やはり使いやすい形をどうしたらということは、そこを含めて検討が必要ですね。

【玉井委員】 全体の表として人数がざっと載っているのですが、実数は書いてあるのですが割合として増えているのか減っているのか、というものが書いてあると、どうし

ていくのかということが見やすいのかというように思いました。例えば中間案の6ページの図表の2-①-1の年齢別身体障がいのある人の数の推計というものの、推計だけではなく全部ですが、そこには人数は出てくるのですが、これは春日井市の人口がどれだけで、その内の何パーセントかということの割合というようになってくると、これが増えていくのであればどうなっていくのだろうか、ということが少し見えるのかと思いました。図表2-②-1も同じことなのですが、人数がざっと増えているのですが、これは割合が増えるということになるのかどうか、という割合を書いた方が良いかということです。それと10ページのところは発達障がいのある人の数というところで、実は発達障がいのある人がどれだけいるのか、という統計はないものですので、確かにこういうことかと思うのですが、この最初のところに「医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず」というところは、ここに書くようなことではないのかと思い削除した方が良いと思いました。それから発達障害支援法の基準としては上に書かれていますので、そういうことの方が良いのかと思います。それともう1つはどれだけいるかということの概要として文部科学省が平成23年末に統計を出していますので、それは通常学級でのそういった特性のある子が6.5パーセントあるという数字は出ていますので、そういうものを載せておかないと全くわからないものというように思われても思っていて、参考として載せたらどうかという意見です。それから細かいことですが、17ページのところで、現状と課題というところの5行目のところです。「障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、『特にない』が約5割と最も高く」とあり、実際はそうだったのですが、ここに書く意味がないというように思いました。これは削除するか、あるいは「特にない」と5割あるのだけれど、やはり介護している人の心身は疲れているという、実際のまとめのところにもありましたけれど、そういうようなことを書いておいた方が、だからこうするのだということがわかりやすいというように思いました。そういったことと、上のことと下のことはリンクしていないのですが、事前課題3のところの安心・安全というところで、第一希望の家、第二希望の家を要援護者の避難所にするというようなことが書いてあったのですが、そういった要援護者に対する避難所の指定ということと、具体的な計画というように書いておきましたが、バリアフリーがされているか、実際にここの避難所には何人くらいの要援護者の人が来るものだから、それに対してはどのようなことをするかというような、このようにここは使うようになど、そういった形でわかるような計画を立ててあれば、そういった避難所に知的障がいの人や発達障がいの人が行って上手くやれるというような、身体障がいの人もここなら上手くやれるというような、そういうところが増えていくという計画ができると良いかと思い、避難所の設置数を書いたらどうかということをおもいました。

【木全会長】 精神障がいの手帳の中の発達障がいの数というのは把握していますか。

【事務局】 手持ち資料はないですが、それは病名が載っています。

【木全会長】 それで少しわかるかもしれませんね。

【荒井委員】 事前課題1で2ページの2行のところで、専門性の高い事業所が欲しいと書いていますが、ここは一貫して障がい福祉サービスのことで、そこに書いてあることで、地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査の実施と書いてあるので、その結果を知りたいということと、事業所としてやっている方としては、手の数よりも利用者の数が多いという状態もあり、あちこち探してもやっているところとはあわない、またどこか1つ行動援護がやめるらしいなど、また、身体障がいのある

方で、障がいがどんどん重くなっていて入院もしたいのだけれど、その人の障がい
が重すぎて、入院を自分たちがケアできないということで断られてしまったという
人があったりするところで、根底には質の高い、専門性の高い事業所、スタッフ、
そういった人たちが不足しているということが、どこに行ってもそれが出てきてい
るというところがあり、それを調査している中の結果が出ていて、そういう人たち
から見たのかどうかわからないのですが、将来的に行動援護を10箇所作るなど、
そういった具体的なものがあると、すごく心強いのではないかと思います。ど
んどん行動援護を必要とする人が実際は増えていて、毎週日曜日に出ないと持たな
いということも職員が不足しているから4日を3日にすることで利用をやめ
てもらったりなど、そういうことが実際に起きているので、仕事のマッチングとい
う事業所をなんとか準備して頂きたいと思います。相談支援事業所というところも
増加・充実をお願いしたいとは書いているのですが、実際に相談支援事業所は全く
関係なく、やってくれる人を一生懸命探している状況があるので、相談支援までや
ってられないというよりも、相談支援も忙しすぎるというのもあるので、両方と
もしっかりと充実させて欲しいということで、具体的な数字は出せないのではと思
いました。

【木全会長】 行動援護も時間数の目標だけが国、県から降りてくるのは勝手ですが、春日
井市の中での事業所数や資格者数のことをきちんとわかっているから、それが3年
後何人になったら良いというような成果目標を入れておかなければ今のようなどこ
ころには上手く対応できません。県や国は予算のことしか考えていないので、時間数、
日にちなどしか把握しよう、そこで計画を立てるなどしか言わないので、しかし具
体的には春日井市の中で何人行動援護できる人がいるのか、何人増やさないといい
ないのか、何人増えれば良いと思うかなど大事なところがあるので、そういう形で
独自に組み込めると良いと思います。

【黒川委員】 事前課題2のところ、9ページ、23ページ、31ページに3つの項目を
あげておりましたが、これは全て共通した内容になっております。まず、8ページ、
9ページに掲げられております、精神に障がいのある人の数の推移、このコメント
が増加傾向にあります。9ページの方は著しく増加傾向にあるという、そういう表
現になっております。それで23ページの成果目標の上の2項目が、精神が特に言
及されている項目になっております。私はこの前段のデータと、それから後続の成
果目標に至る間に、この増加する人数及び著しく増加する傾向にあるということに
対する対処を成果目標に強く反映させる必要があるのだと思います。例えば居場所
を提供する事業の実施箇所数、これが実績ですと2箇所、3箇所、増えても4箇所、
こういうようになっていると思いますが、その程度の数ではとても足りないのでは
ないか、もちろん高い質ということも必要ですが、まず量も大切だと思うわけです。
そういうことによって、一番上の相談支援の決定を受ける人の数も拡大できるの
ではないかと考えていますので、成果目標のところ具体的に高い目標を掲げて、こ
の増加する傾向に対処して頂きたいと思います。31ページに移りまして、他の障
がいと比較して精神に障がいがある人は、非常に就労意欲だけは強いというように
書かれています。誠にこの通りだと私は考えておりますが、残念ながらそれに合っ
た、合わせるような職種・形態、あるいは事前のそれに向けてのリハビリが十分で
きていません。先ほど何名かの委員の方がおっしゃって頂いた質の高い訓練、移行
支援ということになるのではないだろうかというようなことを具体的に成果目標の
いずれかの項目の中に入れて頂きたいと思います。最後になりますが、16ページ

重点課題の中に、自立に向けたサービスの利用促進が、精神の場合には慣れていないということが、家族も慣れていないということもあります。それで私は、先生も言われていた知多の方の2例やあるいは刈谷市の事例という中にピアサポーター、言い方はコーディネーターやアシスタントなど色々ありますが、当事者による当事者の体験を通じた当事者の環境の改善による社会的意欲の向上につなげていくというのが、最近成果をあげているというように色々な資料で発表されております。そういったことで、当市も是非ピアサポーターを育成していく、特に精神の分野でそうした人たちを育成するプログラムを市として考えて頂きたいと思います。その人たちは、同じ当事者が家に引きこもっているような状態、あるいは出にくい、何をしたら良いのかわからないという当事者の言葉を通じて就労機会への夢と共感を共有できるような場を設定して頂きたいと思います。

【木全会長】 具体化をするということですね。

【河野委員】 最初のページ数が載っているところです。これが基幹相談支援センターという文字が出てくるページを拾ったと思ったのですが、福祉サービスに関しましては、地域自立支援協議会の方で出ていますので、ここでは触れないようにしました。それで先に出ました14ページの下段のところですか。数字の奥の部分を見ることをこれから是非やっていき、施策につなげるような資料が欲しいと思っております。基幹相談のところでは資質の向上を図るために研修をというような話がありました。研修は相談員だけではなく色々なところでも研修が行われると思うのですが、相談が大変だという実績が出てきて、1つ事業所が増えたという経緯があったと思います。新しくできたところが、基幹相談を担うわけですので、そこが前からやっている事業所の指導的なことをしなければならないのは大変なことだと思うのです。今でも人数的にもぎりぎりのところでやっているような事業所に対して、1人でも2人でも研修にいかなければいけないとなると、それだけ他への負担がかかってくるということは良くわかる場所ですので、もう少しゆとりを持ってこのことができて、なおかつ研修をし、資質をあげるといようなことがなされた上での研修を、資質の向上ではないかというように思いますので、やることはとても良いと思いますので、きちんとやれるように枠があると良いと思います。2番目は、「はあとふるライナー」です。前回もはあとふるライナーのことを言ったと思うのですが、前回というのは数年前にやりました。やはり利便性が悪いという意見が圧倒的に多く、本数を増やして欲しい、時間をもう少し拡大して欲しい、すごく長く乗らないといけないところがあります。ニュータウンはもう既に名鉄さんがやっているバスがたくさん走っているところですので、すごく長く周回します。そうすると市役所や市民病院まで時間がかかります。もう少し何とかありませんかというように、アンケートなどを一緒に届ける時に担当課にお話をさせて頂きました。お年寄りも障がい者も別に暇をもっているわけではないです。その後、はあとふるライナーは少し使い勝手が良くなってきていると思います。時間などが変更され、少し変わってきているようですので、バス停ではあとふるライナーを待たれる方の人数が増えたようになりましたので、少し良くなっていると思いますが、更なる努力が必要です。春日井市が走らせるバスですので、春日井市民の足となるような努力はもっとしなければならない、するべきだと私は強く思っております。そして3つ目ですが、29ページの具体的施策というところで、②のイです。「障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学習」で、1つの行事の中で障がいのある人とない人がいて、交流をしているというイメージなのですが、けやき

の子の運動会は障がいのあるお子さんたちの運動会です。春日井市内の福祉支援学級と特別支援学校の5年生と中学校の2年などのお子さんたちが来て、一緒に運動会をします。ここに普通の障がいのない方は入っていないと思っています。そうするとこの文章は少し引っかかっておりました。けやきの子の運動会も、けやきの子の作品展もとても長くやっていることで、私はとても素晴らしいと思っています。特にこの作品展は昔、市役所の10階でやっていたのが、下に降りまして多くの人を通るフロアで作品展が行われているということで、障がいのことを知ってもらうにはとても良い取り組みだと思います。少しこちらの文章の方は、何か考えて頂ければ良いと思います。先ほど、互いにということが、そういうような感覚でというようなことがありましたけれども、交流や共同学習というのは、どこかの指定校が特別支援学校と交流をするものではないかと思っておりますので、広く春日井市のどこの学校でもやっているということではないというように思います。特別支援学校同士の交流というのはうちの息子が中学校に行っていた時はありました。小学校の交流のようなことがやられていたのですが、今学校は増えたのですが、特別支援学級のある学校はとても増えているのですけれど、中学校ブロックの中でそういう交流が行われているかどうかというのは聞いたことがないものですから、もう少しその部分で何か取り組みがあると良いと思いました。それから40ページに、避難所のことが出ましたけれど、福祉避難所だけではなく、障がい者の通う施設をもっと増やして、避難所としてやって頂けるように、今後増やせていけるのかどうかというようなことも併せて聞ければと思いました。その下のところの、成果目標として設定すべきものを含めて、優先調達法というの、この達成目標になるのかと、報告として入れたら良いと私は思っておりました。こういうところでのやりとりだけではなく、どのくらいのところが優先調達をやったかというようなことが出てくると良いと、それだけ障がいに関心を持って頂いたということにもなるのかと思いました。それから、重度訪問介護というのが、知的障がいのサービスにありまして、行動援護というようなこともずっと言ってきたことですので、3年後の目標数値にこの部分を利用目標のようなものが入ると良いと思いました。そして人材育成というのが前の計画であったのですが、どこかにあるのかもしれませんが、どこかにありますか。そしてグループホームの体験というようなことがどこかにあったのですが、人とお金がいるということを痛感しておりますので、人の育成はとても大事です。計画の中から落として頂きたくなく、是非それをやれるような後押しが欲しいというように思います。

【木全会長】 たくさんあったので、その中でデータ目標に落とした方が良い、例えばこういう教育の実態と、それが本当にどういう形で、少なくとも支援学級がない、通常学級にいる子どもも障がいのある子どもとどこかで1回は関わる機会があるようにしないといけないと思うのですが、それが実際どうなっていて、しかしそれは教育委員会の課題なので、教育委員会としてどうしていくつもりなのかというようなところをもう少し、そうでないと大変だと思います。

【田中委員】 20ページの障がい児支援の充実について、あまりこの場で障がい児の話は出ていないのですが、保護者の方の勉強をする機会をたくさん設けて欲しいと思います。次は17ページで、この現状と課題というのが、文章がまとまっていないといえますか、要は障がいの介護者の状況によって問題に大きな差があるので、少しこの文章をわかりやすいようにまとめて頂きたいと思います。3番目は文化・スポーツ・レクリエーションのことで、春日井は少し消極的で、私もスポーツはけっ

こう授業などで出ているのですが、いつも同じ子たちが来ており、広がりが少ないのが少し残念に思います。

【木全会長】 20ページの保護者のところは、新しくお母さんたちを含めた支援とお母さん同士での助け合いのようところが冒頭に記載された新しい報告書が、1か月前くらいに出たばかりで、そこを反映させる形を取りたいと思います。

【神田委員】 新規で今回の施策の中に出てきたことですが、やはり天災が多い、気候変動が多いということで、そういう中で障がい者の方の生活というのが、やはり一番大事なこととは命を守るということだと思います。41ページの「アンケート調査結果において、春日井市の災害時要援護者支援制度を知っている人の割合」というところで、11.4%しか知られていないということですので、これをまた数値目標を持って今後はやっていくのかどうかということによって思っております。

【木全会長】 たくさん出されたのを少し整理して頂いて、地域自立支援協議会の具体的なサービスに関わる場所もあるので、私たちのこの会議は10月の終わりで、地域自立支援協議会が10月の半ばです。そうすると、10月の初めまでにはこの少しバージョンアップしたものを地域自立支援協議会に持っていくということをしなくてはなりません。

【事務局】 地域自立支援協議会の方で協議をして頂いて、平成29年度の目標値を聞き、地域自立支援協議会の方で話して頂きますので、当然出して頂けるにあたって今日の意見をそこに反映してお出しします。それも含めた形で目標値を設定するという形です。

【木全会長】 成果目標をもう少し具体的にされた方が良かった、取り組みのところをもう少しわかりやすくしたほうが良かった、それから新しい施策等々が反映されていない部分もあったりしていますので、9月の終わりか10月の初めくらいまでに事務局の方でまとめて頂き、そのチェックも含めて地域自立支援協議会に提出するまでには、私と田代さんとで時間を取り、できたらアドバイザーに入ってもらいながら地域自立支援協議会に出すところの確認だけはさせて頂いて、後は地域自立支援協議会が出てきた意見を反映させながら、1週間前にはパブリックコメントにかける、これがなんとか皆さんの元に送られて、10月の終わりに次の第3回をやる時には、皆さんの方から具体的に、ここここをこういう形でこういう理由で文言も含めて直して欲しい、成果目標のここをこういう形で具体的にこういうように付け加えて欲しいというようなものを出して頂いて、最終合意ができたところでパブリックコメントにかけるということですね。

【事務局】 パブリックコメントの前に、厚生委員会の方に中間案を報告し、報告後にパブリックコメントを行います。

【木全会長】 パブリックコメントにもかけなければいけないが、そういう日程もあるということと、課をまたがっているところがあるので、その調整もあるので、結構大変ですけど、そのような流れで行きたいと思います。

【事務局】 長時間に渡り、色々な貴重なご意見をいただきありがとうございました。最後にまとめて頂いた通り、一度事務局と会長さんと田代さんとアドバイザーという形で、今日頂いた意見を整理させていただいた上で、地域自立支援協議会の方に目標値なりを頂くというような形で進めていきたいと思っております。いずれにしても時間が余りないものですから、事務局の方としても早急に進めていきたいと思っております。本当に今日はありがとうございました。

これで第2回春日井市障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

<閉会>

平成26年11月20日

会 長 木全 和巳

署名人 神田 進